

令和3年度「にしん」の輸入割当てについて

上記の件について、下記により輸入割当てを行います。

記

【共通事項】必ず一読してください。

- ・本輸入割当ては、原則として対外決済を伴う場合を対象としております。本邦から無償で輸出し、委託加工契約により加工した輸入貨物については、「特殊事由による貨物の輸入について」（輸入注意事項55第90号）に基づく申請手続をしてください。

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/03_import/04_suisan/import-tokushu.html

- ・輸入割当てを初めて申請する方は、こちらをご覧ください。

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/03_import/04_suisan/about/index.html

- ・新型コロナウイルス感染症対策のため、当分の間は窓口での受付を行わず、電子申請又は郵送での申請のみとします。詳細はこちらをご覧ください。

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/03_import/04_suisan/news/index.html

- ・令和3年4月1日以降、水産物輸入割当て制度における輸入承認証の事務も全て貿易経済協力局貿易管理部農水産室（以下「農水産室」とします。）で行っております。これに伴い、輸入割当てと輸入承認を一度に申請でき、輸入割当て証明書と輸入承認証を同時に取得することができます。輸入承認証の有効期間は、先着順割当てを除き12か月となります。詳細はこちらをご覧ください。

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/03_import/04_suisan/news/index.html

- ・令和3年4月1日以降、商社割当てA2（追加実績割当て）及び先着順割当てでも電子申請が可能となりました。

- ・申請に当たっては、便利な電子申請をご利用ください。詳細はこちらをご覧ください。

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/03_import/04_suisan/shinsei/index.html

- ・電子申請時の申請窓口及び品目コードは以下のとおりです。

- ① 申請窓口コード SAE
- ② 品目コード HE

- ・保税地域内での水産物輸入割当て品目の売買行為は、「輸入割当て枠貸し」防止の観点から、原則として認めていません。認められる場合の詳細は、こちらをご覧ください。

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/download/import/2006/20060714_111_im.pdf

・本輸入発表における申請受付期間は、行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に掲げる日をいう。以下同じ。）を除きます。

・商社割当て（商社割当てA1（実績割当て）及び商社割当てA2（追加実績割当て）をいう。以下同じ。）の申請時には、輸入承認証の裏面の通関実績の確認を行うため、輸入承認証を複数に分割している場合は、I L別・月別輸入通関実績一覧表「参考様式④」の提出をお願いします。

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/03_import/04_suisan/iq/data/shorui.html

目次

1 輸入割当ての対象範囲及び申請に用いる数量単位	5
2 輸入割当て方式及び輸入割当て限度数量	5
3 各輸入割当て方式における申請資格、申請方法等	5
(1) 商社割当て A 1 (実績割当て)	5
(2) 商社割当て A 2 (追加実績割当て)	7
(3) 需要者割当て	9
(4) 海外水産開発割当て	10
(5) 先着順割当て	11
4 本輸入発表に関する問合せ先	14
〔別紙参考様式〕 原本証明書	15
〔別紙様式 1-①〕 (商社割当て A 1 申請用) 「にしん」の輸入割当期別輸入通関実績集計表	16
〔別紙様式 1-②〕 (商社割当て A 2 申請用) 「にしん」の輸入割当期別輸入通関実績集計表	17
〔別紙様式 2〕 「にしん」を自己の名と計算において輸入通関することが確実であることを証する書類	18
〔別紙様式 3〕 誓約書	20
〔別紙様式 4〕 (商社割当て A 2 追加申請用) 「にしん」輸入割当消化状況報告書	21
〔別紙様式 5〕 「にしん」の輸入通関実績報告書	22
〔別紙様式 6〕 社員を証明する書類	23
〔別紙様式 7〕 対外決済を伴う取引であることの誓約書	24
令和 3 年度「にしん」需要者割当て発注限度内示書発給要領	25
〔別紙様式 1〕 令和 3 年度「にしん」需要者割当て配分先計画書	27
〔別紙様式 2〕 令和 3 年度「にしん」需要者割当て発注先計画書	28
〔別紙様式 3〕 輸入通関実績報告書	29
〔別紙様式 4〕 累計輸入通関実績報告書	30
〔別紙様式 5〕 販売実績報告書	31
令和 3 年度「にしん」海外水産開発割当て認定書発給要領	32
〔別紙様式 1〕 令和 3 年度「にしん」海外水産開発割当て認定書発給申請書	35
〔別紙様式 2〕 過年度の輸入割当てによる輸入通関実績等の報告	36

〔別紙様式 3〕 輸入通関実績報告書	37
〔別紙様式 4〕 累計輸入通関実績報告書	38

1 輸入割当ての対象範囲及び申請に用いる数量単位

実行関税率表の番号等	商 品 名	申請に用いる数量単位
0301・99-2 03・02 03・03 03・04 03・05	活、生鮮、冷蔵、冷凍、塩蔵、 塩水づけ及び乾燥のにしん並びに にしんのフィッシュミール	K G

2 輸入割当方式及び輸入割当限度数量

輸 入 割 当 方 式	輸入割当限度数量(メトリック・トン)
商社割当てA 1 (実績割当て)	2 5, 0 0 0
商社割当てA 2 (追加実績割当て)	4 7, 7 4 0
需要者割当て	2 9, 0 0 0
海外水産開発割当て	3 3, 0 0 0
先着順割当て	2 2, 2 6 0
計	1 5 7, 0 0 0

3 各輸入割当方式における申請資格、申請方法等

(1) 商社割当てA 1 (実績割当て)

① 申請受付期間(注1)

電子申請：令和3年10月7日から10月8日まで(注1)

郵送申請：令和3年10月8日の午前11時45分 経済産業省必着

(注1) 令和3年10月7日の午前0時から10月8日の午後3時30分までに経済産業省に申請データが到着したものを、申請受付期間内に申請されたものとします。

② 申請者の資格

令和2年度「にしん」の輸入発表(令和2年9月7日付け輸入発表第10号をいう。以下同じ。)又は令和元年度「にしん(太平洋種にしんを除く。)」(以下、「大西洋種にしん」という。)の輸入発表(令和元年9月6日付け輸入発表第10号をいう。以下同じ。)若しくは令和元年度「太平洋種にしん」の輸入発表(令和2年2月28日付け輸入発表第20号をいう。以下同じ。)に基づき商社割当てを受けた者であって、次の全ての要件を満たす者(3の(5)に基づき、先着順割当てを受けた者を除く。)

ア 当該輸入割当てにより令和2年6月1日から令和3年5月31日までの期間に「大西洋種にしん」、「太平洋種にしん」又は「にしん」を自己の名と計算において輸入通関した実績を有する者であって、「にしん」を自己の名と計算において輸入通関することが確実であると認められること(自己の名で貨物の荷受け、税関輸入申告、代金の対外決済等が行われていること及び行われること。なお、ここでいう輸入通関した実績とは、原則として、当該期間に輸入通関した「大西洋種にしん」、「太平洋種にしん」又は「にしん」の全量(各々の商社割当てを受けた者に対しては、それらの輸入通関数量の合計)について、3の(1)の③の(b)及び(f)の書類によって証明されたものをいう。)

イ 令和元年度「大西洋種にしん」及び令和元年度「太平洋種にしん」の輸入発表に基づき商社割当てを受けた者に対しては、当該輸入割当てを受けた日から令和3年5月31日までの「大西洋種にしん」及び「太平洋種にしん」の輸入通関実績(消化実績)が各々当該輸入割当数量の80%以上(2回以上輸入割当てを受けた者に対しては、各々の輸入割当数量の80%以上。)であること(消化実績が80%未満の場合であって、自然災害(不漁を除く。)などの

申請者の責によらない合理的な理由があると認められる場合は、この限りではない。)

③ 申請書類（注2、注3、注4、注5、注6）

電子申請の場合、(a)、(g)、(h)、(i)の書類は不要です。

- (a) 輸入（承認・割当）申請書（2通）
 - (b) 3の（1）の②のアに示す輸入通関した実績を証する輸入承認証の写し及びこれに係る原本証明書（別紙参考様式）（電子申請により交付された輸入承認証に係る原本証明書は不要）
 - (c) 令和元年度「大西洋種にしん」又は令和元年度「太平洋種にしん」の輸入発表に基づき商社割当てを受けた者にあつては、当該年度の輸入承認証の写し及びこれに係る原本証明書（別紙参考様式）（電子申請により交付された輸入承認証に係る原本証明書は不要）並びに当該年度の輸入割当証明書の写し（両品目の商社割当てを受けた者にあつては、それら全ての該当書類）
 - (d) 輸入割当期別輸入通関実績集計表（別紙様式1－①（商社割当てA1申請用））
 - (e) 自己の名と計算において輸入通関することが確実であることを証する書類（別紙様式2）及びこれに係る添付書類
 - (f) 対外決済を伴う取引であることの誓約書（別紙様式7）
 - (g) 申請手続を代理者に委任する場合、委任状（任意の様式）
 - (h) 申請手続を行う者が申請者又は代理者本人である場合、本人を確認する書類（社員証、運転免許証、健康保険証、旅券（パスポート）、年金手帳、個人番号カード等の写しをいう。名刺は不可。以下同じ。）
 - (i) 申請手続を行う者が申請者の社員又は代理者の社員である場合、社員を証明する書類（別紙様式6）及び社員本人を確認する書類
 - (j) その他審査に必要と認められる書類
- （注2）申請書類の不備等の場合又は申請者以外の者による申請が判明した場合は失格となる場合があります。
- （注3）輸入承認証の写しについては、必要に応じて原本の提出を求められます。
- （注4）自己の名と計算において輸入通関した実績に係る代金の対外決済の事実を証する書類の写し（支払人、受取人（国名又は地域名を含む。）、支払先銀行（国名又は地域名を含む。）及び金額が確認できるもの。）は提出する必要がありません。ただし、輸入割当申請数量の合計が輸入割当限度数量を超える場合は提出の必要が生じます。その場合、当該対外決済書類の写しの提出締切日を申請受付日の翌日以降、経済産業省ホームページ「貿易管理」内、「水産物の輸入割当て」のページに掲載しますので、掲載日の翌日から起算して2営業日以内に当該対外決済書類の写しを提出してください。

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/03_import/04_suisan/news/index.html

また、その他、後日必要に応じて確認する場合があるので、引き続き、関係書類の適切な管理をお願いします。

（注5）電子申請の場合であっても、添付書類等については郵送で提出することができます。

（注6）上記提出のあった本人を確認する書類は、確認後に返却します。

④ 割当基準

輸入割当申請数量の合計が輸入割当限度数量を超える場合には、2の輸入割当限度数量を3の（1）の②のアに示す期間に係る「大西洋種にしん」、「太平洋種にしん」又は「にしん」の輸入通関実績（各々の商社割当てを受けた者にあつては、それらの輸入通関数量の合計）に応じ、あん分して得た数量の範囲内で申請のあった数量を割り当てます。

⑤ その他の注意事項

ア 本輸入発表に基づき商社割当て若しくは先着順割当てを申請している法人又は個人（既に割当てを取得した者を含みます。）と支配関係にある法人又は個人が商社割当てを申請した場合は、申請者に割当てを公平に行う観点から、同一の法人又は個人からの重複申請であるとみなし、割当てを行いません（申請している支配関係にある法人又は個人の全てに対して割当てを行わない

ことがあります。)。詳細はこちらをご覧ください。

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/03_import/04_suisan/ga/01.html

イ 本輸入発表に基づき輸入割当てを受けた者は、各月の輸入の有無にかかわらず、輸入割当てを受けた日の属する月の翌月から毎月10日までに輸入通関実績報告書（別紙様式5）を農水産省へ提出しなければなりません。

ウ 輸入通関実績報告書の提出を行わなかったときは、次年度の輸入割当てを行わないことがあります。

エ 本輸入発表に基づき輸入割当てを受けた者については、割当て後に氏名（会社名）、住所及び輸入割当数量を公表します。

また、当該輸入割当てに対する輸入通関実績（消化実績）についても、別途公表します。

（２） 商社割当て A 2（追加実績割当て）

① 申請受付期間（注7、注8）

電子申請：令和3年10月15日から令和4年7月14日まで（注7、注8）

郵送申請：令和3年10月15日から令和4年7月14日の午前11時45分まで

経済産業省必着

（注7）申請データの経済産業省への到着が午後3時30分を過ぎた場合は、翌営業日に申請されたものとしします。

（注8）申請受付最終日の午後3時30分までに経済産業省に申請データが到着したものを、申請受付期間内に申請されたものとしします。

② 輸入割当申請数量

1 申請者 1 回当たりの輸入割当申請数量は、1, 000 トン以下です。

③ 申請者の資格

本輸入発表に基づき商社割当て A 1（実績割当て）を受けた者若しくは先着順割当てを受けた者又は令和2年度「にしん」の輸入発表に基づき先着順割当てを受けた者（当該先着順割当ての実績に基づき、当該年度に既に商社割当て A 2（追加実績割当て）を取得した者は除く。以下、3の

（２）において同じ。）であって、次の全ての要件を満たす者

ア 当該輸入割当てにより申請日の前日までに「にしん」を自己の名と計算において輸入通関した実績を有する者であって、「にしん」を自己の名と計算において輸入通関することが確実にできると認められること（自己の名で貨物の荷受け、税関輸入申告、代金の対外決済等が行われていること及び行われること。なお、ここでいう輸入通関した実績とは、原則として、当該輸入割当てにより申請日の前日までに輸入通関した「にしん」全量について、本輸入発表に基づき商社割当て A 1（実績割当て）を受けた者にあつては、3の（２）の④のアの(b)及び(e)の書類、本輸入発表又は令和2年度「にしん」の輸入発表に基づき先着順割当てを受けた者にあつては、3の（２）の④のイの(b)及び(e)その添付書類によって証明されたものをいう。）

イ 当該輸入割当てに基づく申請日前日までの輸入通関実績（消化実績）が当該輸入割当数量の80%以上（2回以上輸入割当てを受けた者にあつては、各々の輸入割当数量の80%以上。）であること（令和2年度「にしん」の輸入発表に基づき先着順割当てを受けた者の消化実績が80%未満の場合であつて、自然災害（不漁を除く。）などの申請者の責によらない合理的な理由があると認められる場合は、この限りではない。）

ウ 本輸入発表に基づき既に商社割当て A 2（追加実績割当て）を受けている者にあつては、輸入通関実績（消化実績）が当該輸入割当数量の80%以上であること

④ 申請書類（注9、注10、注11、注12）

ア 本輸入発表に基づき商社割当て A 1（実績割当て）を受けた者が1回目の商社割当て A 2（追加実績割当て）を申請する場合

電子申請の場合、(a)、(f)、(g)、(h)の書類は不要です。

- (a) 輸入（承認・割当）申請書（２通）
- (b) ３の（２）の③のア及びイに示す輸入通関した実績を証する輸入承認証の写し及びこれに係る原本証明書（別紙参考様式）（電子申請により交付された輸入承認証に係る原本証明書は不要）
- (c) 輸入割当期別輸入通関実績集計表（別紙様式１－②（商社割当てＡ２申請用））
- (d) 自己の名と計算において輸入通関することが確実であることを証する書類（別紙様式２）及びこれに係る添付書類
- (e) 対外決済を伴う取引であることの誓約書（別紙様式７）
- (f) 申請手続を代理者に委任する場合、委任状（任意の様式）
- (g) 申請手続を行う者が申請者又は代理者本人である場合、本人を確認する書類（社員証、運転免許証、健康保険証、旅券（パスポート）、年金手帳、個人番号カード等の写しをいう。名刺は不可。以下同じ。）
- (h) 申請手続を行う者が申請者の社員又は代理者の社員である場合、社員を証明する書類（別紙様式６）及び社員本人を確認する書類
- (i) その他審査に必要と認められる書類

イ 本輸入発表又は令和２年度「にしん」の輸入発表に基づき先着順割当てを受けた者が１回目の商社割当てＡ２（追加実績割当て）を申請する場合

電子申請の場合、(a)、(f)、(g)、(h)の書類は不要です。

- (a) 輸入（承認・割当）申請書（２通）
- (b) ３の（２）の③のア及びイに示す輸入通関した実績を証する輸入承認証の写し及びこれに係る原本証明書（別紙参考様式）（電子申請により交付された輸入承認証に係る原本証明書は不要）並びに輸入割当証明書の写し（本輸入発表に基づき先着順割当てを受けた者は不要）
- (c) 輸入割当期別輸入通関実績集計表（別紙様式１－②（商社割当てＡ２申請用））
- (d) 自己の名と計算において輸入通関することが確実であることを証する書類（別紙様式２）及びこれに係る添付書類
- (e) ３の（２）の③のア及びイに係る輸入通関実績報告書（別紙様式５）及び代金の対外決済の事実を証する書類の写し（支払人、受取人（国名又は地域名を含む。）、支払先銀行（国名又は地域名を含む。）及び金額が確認できるもの。また、輸入承認証の裏面に記載された税関申告番号との照合が可能となるよう、対応する輸入承認証の承認番号、送状金額及び税関の輸入許可日等を余白に明記すること。）
（ただし、既に提出済みの場合は不要。）
- (f) 申請手続を代理者に委任する場合、委任状（任意の様式）
- (g) 申請手続を行う者が申請者又は代理者本人である場合、本人を確認する書類（社員証、運転免許証、健康保険証、旅券（パスポート）、年金手帳、個人番号カード等の写しをいう。名刺は不可。以下同じ。）
- (h) 申請手続を行う者が申請者の社員又は代理者の社員である場合、社員を証明する書類（別紙様式６）及び社員本人を確認する書類
- (i) その他審査に必要と認められる書類

ウ 本輸入発表に基づき２回目以降の商社割当てＡ２（追加実績割当て）を申請する場合

電子申請の場合、(a)、(e)、(f)、(g)の書類は不要です。

- (a) 輸入（承認・割当）申請書（２通）
- (b) ３の（２）の③のウに示す輸入通関した実績を証する輸入承認証の写し及びこれに係る原本証明書（別紙参考様式）（電子申請により交付された輸入承認証に係る原本証明書は不要）
- (c) 輸入割当消化状況報告書（別紙様式４－①（商社割当てＡ２追加申請用））
- (d) 自己の名と計算において輸入通関することが確実であることを証する書類（別紙様式２）及びこれに係る添付書類
- (e) 申請手続を代理者に委任する場合、委任状（任意の様式）
- (f) 申請手続を行う者が申請者又は代理者本人である場合、本人を確認する書類（社員証、運転免許証、健康保険証、旅券（パスポート）、年金手帳、個人番号カード等の写しをいう。名刺

は不可。以下同じ。)

(g) 申請手続を行う者が申請者の社員又は代理者の社員である場合、社員を証明する書類（別紙様式 6）及び社員本人を確認する書類

(h) その他審査に必要と認められる書類

(注 9) 申請書類の不備等の場合又は申請者以外の者による申請が判明した場合は失格となる場合があります。

(注 10) 輸入承認証の写しについては、必要に応じて原本の提出を求めることがあります。

(注 11) 電子申請の場合であっても、添付書類等については郵送で提出することができます。

(注 12) 上記提出のあった本人を確認する書類は、確認後に返却します。

⑤ 割当基準（注 13、注 14）

1 申請者 1 回当たりの割当数量は 1, 000 トンを限度とし、申請のあった数量を 2 の輸入割当限度数量に達するまで申請順に割り当てます。

申請受付期間中、電子申請については各日の前日午後 3 時 31 分から当日の午後 3 時 30 分までに経済産業省に申請データが到着したものを、郵送申請については各日の午前 11 時 45 分時点で経済産業省に到着したものをその日に到着したものとして受け付けます。その日の申請数量の合計が輸入割当限度数量の残数以下の場合には、申請数量を割り当てます。当該申請数量の合計が輸入割当限度数量の残数を超える場合は、抽選により順位を決定し、上位の者から輸入割当限度数量に達するまで割り当てます。抽選の必要が生じた場合には、農水産室から該当者に個別に連絡をします。

(注 13) 申請書類の不備等により失格となった場合には、申請順位が次の有資格者に輸入割当てを行います。

(注 14) 申請受付開始日（令和 3 年 10 月 15 日）に限り、書類審査を受けることができる者を限定することがあります。

⑥ その他の注意事項

ア 本輸入発表に基づき商社割当て若しくは先着順割当てを申請している法人又は個人（既に割当てを取得した者を含みます。）と支配関係にある法人又は個人が商社割当てを申請した場合は、申請者に割当てを公平に行う観点から、同一の法人又は個人からの重複申請であるとみなし、割当てを行いません（申請している支配関係にある法人又は個人の全てに対して割当てを行わないことがあります。）。詳細はこちらをご覧ください。

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/03_import/04_suisan/ga/01.html

イ 本輸入発表に基づき輸入割当てを受けた者は、各月の輸入の有無にかかわらず、輸入割当てを受けた日の属する月の翌月から毎月 10 日までに輸入通関実績報告書（別紙様式 5）を農水産室へ提出しなければなりません。

ウ 輸入通関実績報告書の提出を行わなかったときは、次年度の輸入割当てを行わないことがあります。

エ 本輸入発表に基づき輸入割当てを受けた者については、割当て後に氏名（会社名）、住所及び輸入割当数量を公表します。

また、当該輸入割当てに対する輸入通関実績（消化実績）についても、別途公表します。

(3) 需要者割当て

① 申請受付期間（注 15、注 16）

電子申請：令和 3 年 10 月 8 日から令和 4 年 1 月 11 日まで（注 15、注 16）

郵送申請：令和 3 年 10 月 8 日から令和 4 年 1 月 11 日の毎週火曜日及び木曜日の

午前 11 時 45 分まで 経済産業省必着

(注 15) 申請データの経済産業省への到着が午後 3 時 30 分を過ぎた場合は、翌営業日に申請されたものとします。

(注 16) 申請受付最終日の午後 3 時 30 分までに経済産業省に申請データが到着したものを、申請受付期間内に申請されたものとします。

② 申請者の資格

水産庁長官が別途定める要領に基づく発注限度内示書（以下「内示書」という。）の発給を受けた者から発注を受けた者（３の（５）に基づき、先着順割当てを受けた者を除く。）

③ 申請書類（注１７、注１８）

電子申請の場合、(a)、(c)、(d)、(e)の書類は不要です。

- (a) 輸入（承認・割当）申請書（２通）
 - (b) 内示書に基づく発注書の原本及びその写し（電子申請の場合は写し及びこれに係る原本証明書（別紙参考様式））
 - (c) 申請手続を代理者に委任する場合、委任状（任意の様式）
 - (d) 申請手続を行う者が申請者又は代理者本人である場合、本人を確認する書類（社員証、運転免許証、健康保険証、旅券（パスポート）、年金手帳、個人番号カード等の写しをいう。名刺は不可。以下同じ。）
 - (e) 申請手続を行う者が申請者の社員又は代理者の社員である場合、社員を証明する書類（別紙様式６）及び社員本人を確認する書類
 - (f) その他審査に必要と認められる書類
- (注１７) 申請書類の不備等の場合又は申請者以外の者による申請が判明した場合は失格となる場合があります。
- (注１８) 上記提出のあった書類の原本及び本人を確認する書類は、確認後に返却します。

④ 内示書の交付

令和３年９月９日付け水漁第６９５号「令和３年度「にしん」需要者割当て発注限度内示書発給要領」に定めるところによります。

⑤ 割当基準

内示書に基づく発注書に記載された数量の範囲内で申請のあった数量を割り当てます。

⑥ その他の注意事項

- ア ２以上の団体から発注を受けた申請者は、発注書に記載された数量をまとめて、１申請で提出しなければなりません。
- イ 本輸入発表に基づき輸入割当てを受けた者は、輸入の有無にかかわらず、毎年１月、４月、７月及び１０月の各月１５日までに、前３か月分の輸入通関実績を、内示書の発給を受けた者に報告しなければなりません。また、輸入通関実績がある場合、当該輸入通関実績に係る輸入承認証の写しを併せて内示書の発給を受けた者に提出してください。なお、当該報告書の内容については、エに記載する公表のため、水産庁から農水産室に提供されます。
- ウ 輸入通関実績報告書等の提出を行わなかったときは、次年度の輸入割当てを行わないことがあります。
- エ 本輸入発表に基づき輸入割当てを受けた者については、割当て後に氏名（会社名）、住所及び輸入割当数量を公表します。
また、当該輸入割当てに対する輸入通関実績（消化実績）についても、別途公表します。

（４）海外水産開発割当て

① 申請受付期間（注１９、注２０）

電子申請：令和３年１０月２２日から令和４年１０月２１日まで（注１９、注２０）

郵送申請：令和３年１０月２２日から令和４年１０月２１日の毎週火曜日及び木曜日の
午前１１時４５分まで 経済産業省必着

（注１９）申請データの経済産業省への到着が午後３時３０分を過ぎた場合は、翌営業日に申請されたものとしします。

(注 20) 申請受付最終日の午後 3 時 30 分までに経済産業省に申請データが到着したものを、申請受付期間内に申請されたものとします。

② 申請者の資格

水産庁長官が別途定める要領に基づく認定書の発給を受けた者(3の(5)に基づき、先着順割当てを受けた者を除く。)

③ 申請書類(注 21、注 22)

電子申請の場合、(a)、(c)、(d)、(e)の書類は不要です。

- (a) 輸入(承認・割当て)申請書(2通)
 - (b) 水産庁長官から認められたことを証する書類の原本及びその写し(電子申請の場合は写し及びこれに係る原本証明書(別紙参考様式))
 - (c) 申請手続を代理者に委任する場合、委任状(任意の様式)
 - (d) 申請手続を行う者が申請者又は代理者本人である場合、本人を確認する書類(社員証、運転免許証、健康保険証、旅券(パスポート)、年金手帳、個人番号カード等の写しをいう。名刺は不可。以下同じ。)
 - (e) 申請手続を行う者が申請者の社員又は代理者の社員である場合、社員を証明する書類(別紙様式 6)及び社員本人を確認する書類
 - (f) その他審査に必要と認められる書類
- (注 21) 申請書類の不備等の場合又は申請者以外の者による申請が判明した場合は失格となる場合があります。
- (注 22) 上記提出のあった書類の原本及び本人を確認する書類は、確認後に返却します。

④ 海外水産開発割当ての認定書の発給

令和 3 年 9 月 9 日付け水漁第 695 号「令和 3 年度「にしん」海外水産開発割当て認定書発給要領」に定めるところによります。

⑤ 割当基準

水産庁長官から認められたことを証する書類に記載された数量の範囲内で申請のあった数量を割り当てます。

⑥ その他の注意事項

- ア 本輸入発表に基づき輸入割当てを受けた者は、輸入の有無にかかわらず、毎年 1 月、4 月、7 月及び 10 月の各月 15 日までに、前 3 か月分の輸入通関実績を、水産庁に報告しなければなりません。また、輸入通関実績がある場合、当該輸入通関実績に係る輸入承認証の写しを併せて提出してください。なお、当該報告書の内容については、ウに記載する公表のため、水産庁から農水産室に提供されます。
- イ 輸入通関実績報告書等の提出を行わなかったときは、次年度の輸入割当てを行わないことがあります。
- ウ 本輸入発表に基づき輸入割当てを受けた者については、割当て後に氏名(会社名)、住所及び輸入割当数量を公表します。
また、当該輸入割当てに対する輸入通関実績(消化実績)についても、別途公表します。

(5) 先着順割当て

① 申請受付期間(注 23、注 24)

電子申請：令和 3 年 10 月 15 日から令和 4 年 7 月 14 日まで(注 23、注 24)

郵送申請：令和 3 年 10 月 15 日から令和 4 年 7 月 14 日の午前 11 時 45 分まで 経済産業省必着
(注 23) 申請データの経済産業省への到着が午後 3 時 30 分を過ぎた場合は、翌営業日に申請されたものとします。

(注24) 申請受付最終日の午後3時30分までに経済産業省に申請データが到着したものを、申請受付期間内に申請されたものとします。

② 輸入割当申請数量

1 申請者1回当たりの輸入割当申請数量は契約数量の範囲内で申請のあった数量です。

③ 申請者の資格

3の(1)、(2)、(3)又は(4)のいずれかに基づき輸入割当てを受けた者以外の者であって、次の全ての要件を満たす者

ア 本輸入発表日(令和3年9月9日)以降に「にしん」の輸入契約を締結した者であって、当該輸入契約に基づき自己の名と計算において輸入通関することが確実であると認められること(自己の名で貨物の荷受け、税関輸入申告、代金の対外決済等が行われていること及び行われること。)

イ 令和2年度「にしん」の輸入発表に基づき先着順割当てを受けた者にあつては、申請日前日までの輸入通関実績(消化実績)が当該輸入割当数量の80%以上(2回以上輸入割当てを受けた者にあつては、各々の輸入割当数量の80%以上。)であること(消化実績が80%未満の場合であつて、自然災害(不漁を除く。)などの申請者の責によらない合理的な理由があると認められる場合は、この限りではない。)

ウ 本輸入発表に基づき既に先着順割当てを受けている者にあつては、当該輸入割当てを既に消化(当該輸入割当に基づき既に輸入通関したことをいう。)しているか又は消化する見込みがあること

④ 申請書類(注25、注26、注27、注28)

ア 本輸入発表に基づき1回目の先着順割当てを申請する場合

電子申請の場合、(a)、(f)、(g)、(h)の書類は不要です。

(a) 輸入(承認・割当)申請書(2通)

(b) 申請に係る輸入契約書(契約年月日、契約当事者、対象貨物、数量、金額、原産地、船積地及び船積予定日が明記されているもの。ただし、ファックスは認めない。)の原本及びその写し(電子申請の場合は写し及びこれに係る原本証明書(別紙参考様式))

※ 対象貨物に係る売買契約書と委託加工契約書が異なる場合は、その両方の契約書

(c) 誓約書(別紙様式3)

(d) 申請に係る「にしん」のインボイス又は船荷証券(B/L)の写し

(e) 自己の名と計算において輸入通関することが確実であることを証する書類(別紙様式2)及びこれに係る添付書類

(f) 申請手続を代理者に委任する場合、委任状(任意の様式)

(g) 申請手続を行う者が申請者又は代理者本人である場合、本人を確認する書類(社員証、運転免許証、健康保険証、旅券(パスポート)、年金手帳、個人番号カード等の写しをいう。名刺は不可。以下同じ。)

(h) 申請手続を行う者が申請者の社員又は代理者の社員である場合、社員を証明する書類(別紙様式6)及び社員本人を確認する書類

(i) その他審査に必要と認められる書類

イ 本輸入発表に基づき2回目以降の先着順割当てを申請する場合

電子申請の場合、(a)、(g)、(h)、(i)の書類は不要です。

(a) 輸入(承認・割当)申請書(2通)

(b) 申請に係る輸入契約書(契約年月日、契約当事者、対象貨物、数量、金額、原産地、船積地及び船積予定日が明記されているもの。ただし、ファックスは認めない。)の原本及びその写し(電子申請の場合は写し及びこれに係る原本証明書(別紙参考様式))

※ 対象貨物に係る売買契約書と委託加工契約書が異なる場合は、その両方の契約書

(c) 誓約書(別紙様式3)

(d) 申請に係る「にしん」のインボイス又は船荷証券(B/L)の写し

(e) 当該消化状況を証する書類

- ・ 既に消化しているものについては、輸入承認証の写し及びこれに係る原本証明書（別紙参考様式）（電子申請により交付された輸入承認証に係る原本証明書は不要）
 - ・ 消化する見込みがあるものについては、当該輸入契約書及びインボイス（船積予定日、到着予定日等の輸入予定時期が記載されているもの。）の写し
- (f) 自己の名と計算において輸入通関することが確実であることを証する書類（別紙様式 2）及びこれに係る添付書類
- (g) 申請手続を代理者に委任する場合、委任状（任意の様式）
- (h) 申請手続を行う者が申請者又は代理者本人である場合、本人を確認する書類（社員証、運転免許証、健康保険証、旅券（パスポート）、年金手帳、個人番号カード等の写しをいう。名刺は不可。以下同じ。）
- (i) 申請手続を行う者が申請者の社員又は代理者の社員である場合、社員を証明する書類（別紙様式 6）及び社員本人を確認する書類
- (j) その他審査に必要と認められる書類
- (注 2 5) 申請書類の不備等の場合又は申請者以外の者による申請が判明した場合は失格となる場合があります。
- (注 2 6) 輸入承認証の写しについては、必要に応じて原本の提出を求める場合があります。
- (注 2 7) 電子申請の場合であっても、添付書類等については郵送で提出することができます。
- (注 2 8) 上記提出のあった原本及び本人を確認する書類は、確認後に返却します。

⑤ 割当基準（注 2 9、注 3 0）

契約数量の範囲内で申請のあった数量（インボイス又は船荷証券（B/L）の写しにより確認できた数量に限ります。）を 2 の輸入割当限度数量に達するまで申請順に割り当てます（既に先着順割当てを受けている者にあつては、原則として当該輸入割当ての未消化分の数量を除いた数量を割り当てます。）。

申請受付期間中、電子申請については各日の前日午後 3 時 3 1 分から当日の午後 3 時 3 0 分までに経済産業省に申請データが到着したものを、郵送申請については各日の午前 1 1 時 4 5 分時点で経済産業省に到着したものをその日に到着したものとして受け付けます。その日の申請数量の合計が輸入割当限度数量の残数以下の場合には、申請数量を割り当てます。当該申請数量の合計が輸入割当限度数量の残数を超える場合は、抽選により順位を決定し、上位の者から輸入割当限度数量に達するまで割り当てます。抽選の必要が生じた場合には、農水産室から該当者に個別に連絡をします。

(注 2 9) 申請書類の不備等により失格となった場合には、申請順位が次の有資格者に輸入割当てを行います。

(注 3 0) 申請受付開始日に限り、書類審査を受けることができる者を限定することがあります。

⑥ その他の注意事項

ア 本輸入発表に基づき輸入割当てを受けた者は、輸入割当てを受けた日から 3 か月以内に輸入通関しなければなりません。

イ 先着順割当ては、申請時に提出された輸入契約書の内容に基づき輸入承認証を交付するものです。

このため、提出した輸入契約書の内容が変更された場合は、変更後の契約書の原本及びその写しを輸入通関前に農水産室へ提出し、確認を受けた上で、変更の内容に応じて輸入承認証等の内容変更の申請手続等を行わなければなりません。

ただし、提出した輸入契約書に記載された契約相手方とは異なる者と交わした輸入契約は、合理的な理由がある場合を除き、変更契約とは認められません。

また、申請時に提出した輸入契約書又は変更の確認を受けた輸入契約書とは別の契約による輸入通関が判明した場合、当該輸入通関分については、本輸入発表に基づく輸入割当てに関する輸入通関実績とは認められません。

ウ アに示す期間に当該輸入承認証のⅡに記載された数量の全部又は一部を輸入通関しなかった場合は、輸入承認証の有効期間満了日から 1 0 日以内に当該輸入承認証の写し及びこれに係る原本証明書（別紙参考様式）（電子申請により交付された輸入承認証に係る原本証明書は不要）及びその理由を記載した書面（不使用報告書）を農水産室へ提出しなければなりません。

なお、輸入通関実績（消化実績）が輸入割当数量の８０％未満（２回以上輸入割当てを受けた者にあつては、いずれかの輸入通関実績（消化実績）が輸入割当数量の８０％未満。）の場合であつて、自然災害（不漁を除きます。）などの申請者の責によらない合理的な理由がないと認められるときには、次年度の先着順割当ては受けられません。

- エ 本輸入発表に基づき商社割当て若しくは先着順割当てを申請している法人又は個人（既に割当てを取得した者を含みます。）と支配関係にある法人又は個人が先着順割当てを申請した場合は、申請者に割当てを公平に行う観点から、同一の法人又は個人からの重複申請であるとみなし、割当てを行いません（申請している支配関係にある法人又は個人の全てに対して割当てを行わないことがあります。）。詳細はこちらをご覧ください。

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/03_import/04_suisan/ga/01.html

- オ 本輸入発表に基づき輸入割当てを受けた者は、各月の輸入の有無にかかわらず、輸入割当てを受けた日の属する月の翌月から毎月１０日までに輸入通関実績報告書（別紙様式５）を農水産室へ提出しなければなりません。

なお、輸入通関の実績がある場合は、当該輸入通関実績に係る輸入承認証の写し及び代金の対外決済の事実を証する書類の写し（支払人、受取人（国名又は地域名を含みます。）、支払先銀行（国名又は地域名を含みます。）及び金額が確認できるもの。また、輸入承認証の裏面に記載された税関申告番号との照合が可能となるよう、対応する輸入承認証の承認番号、送状金額及び税関の輸入許可日等を余白に明記してください。）を併せて提出してください。

- カ 輸入通関実績報告書及び添付書類の提出を行わなかったときは、次年度の輸入割当てを行わないことがあります。

- キ 本輸入発表に基づき輸入割当てを受けた者については、割当て後に氏名（会社名）、住所及び輸入割当数量を公表します。

また、当該輸入割当てに対する輸入通関実績（消化実績）についても、別途公表します。

4 本輸入発表に関する問合せ先

貿易経済協力局貿易管理部農水産室（水産班）

〒１００－８９０１

東京都千代田区霞が関１丁目３番１号

電話 ０３（３５０１）０５３２

電話対応時間

９：３０～１７：００（１２：００～１３：００を除く。）

（ただし、行政機関の休日を除く。）

ホームページ

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/03_import/04_suisan/index.html

〔別紙参考様式〕

令和 年 月 日

原本証明書

経済産業大臣 殿

氏名又は
名称及び
代表者の
氏 名

令和３年９月９日付け輸入発表第１０号に基づく、「にしん」の輸入割当ての申請に係る提出書類のうち、以下の書類の写しについては、私（当社）が保有する原本と相違ないことを証明します。
また、当該原本を当社で保管し、依頼に応じて速やかに提出することを誓います。

書類名及び書類番号

「にしん」の輸入割当期別輸入通関実績集計表

住 所

会 社 名

（令和 年 月 日現在）

単位：k g

区 分		年 度 別	令和元年度	令和2年度	合 計
① 輸入割当年月日					
② 輸入割当証明書番号					
③ 輸入割当数量					
④ 輸入承認数量					
⑤ 令和2年5月31日までの輸入通関実績累計					
輸 入 通 関 実 績	令和2年	6月分			
		7月分			
		8月分			
		9月分			
		10月分			
		11月分			
		12月分			
	令和3年	1月分			
		2月分			
		3月分			
		4月分			
		5月分			
	⑥ 合 計（令和2年6月～令和3年5月）				
⑦ 輸入通関実績総計（⑤＋⑥）					
⑧ 輸入消化率（⑦÷③＝％）					

（注）用紙は、A 列 4 番横長とすること。

〔別紙様式 1－②〕（商社割当て A 2 申請用）

「にしん」の輸入割当期別輸入通関実績集計表

住 所

会 社 名

（令和 年 月 日現在）

単位：k g

区 分		年 度 別	令和 2 年度 （先着順割当て）	令和 3 年度 （商社割当て A 1）	令和 3 年度 （先着順割当て）
① 輸入割当年月日					
② 輸入割当証明書番号					
③ 輸入割当数量					
④ 輸入承認数量					
輸 入 通 関 実 績	令和 2 年	1 0 月分			
		1 1 月分			
		1 2 月分			
	令和 3 年	1 月分			
		2 月分			
		3 月分			
		4 月分			
		5 月分			
		6 月分			
		7 月分			
		8 月分			
		9 月分			
		1 0 月分			
		1 1 月分			
		1 2 月分			
		：			
	⑤ 合計（令和 2 年 1 0 月 ～令和 年 月）				
⑥ 輸入消化率 （⑤÷③＝％）					

（注）用紙は、A 列 4 番横長とすること。

〔別紙様式2〕

「にしん」を自己の名と計算において輸入通関することが確実であることを証する書類

項 目	にしん			
(1) 社 名				
(2) 登記簿上の住所 〔ビル名・階数明記〕				
(3) 実際の営業場所 (同上)				
(4) 電 話 番 号				
(5) 代 表 者	氏 名	専従、非専従 の別	非専従の場合 〔兼職先の名称 及び兼職先 における役職名〕	兼職先の「にしん」の 輸入割当ての有無
		専 ・ 非		有 ・ 無
(6) そ の 他 の 役 員		専 ・ 非		有 ・ 無
		専 ・ 非		有 ・ 無
		専 ・ 非		有 ・ 無
		専 ・ 非		有 ・ 無
		専 ・ 非		有 ・ 無
		専 ・ 非		有 ・ 無
(7) 専 従 の 職 員 数	名	(8) 決算時期 月 ～ 月		
(9) 「にしん」の担当の役員及び 職員の氏名	(担当役員氏名)		(担当職員氏名)	
(10) 株主構成 〔持株数の順 上位5名を 記載〕	氏 名	持株数	持株数の総株数 に占める比率	企業である場合には、 「にしん」の輸入割当て の有無
			%	有 ・ 無
			%	有 ・ 無
			%	有 ・ 無
			%	有 ・ 無
			%	有 ・ 無
(11) 本輸入発表に基づき商社割当て 若しくは先着順割当てを申請して いる他の法人又は個人（既に割当 てを取得した者を含む。）と支配 関係がないことの確認 〔①～④について確認の上、全ての□ にチェック(☑)すること〕	☐	①「発行済株式総数若しくは出資総額の2分の1超を直接若しくは間接に保有又は出資する関係」にないこと。		
	☐	②「役員総数の2分の1超を他の申請者の役員又は職員が兼ねる関係」にないこと。		
	☐	③「同一の法人又は個人に直接若しくは間接に支配される関係」にないこと。		
	☐	④「これら関係と同視し得る関係があると認められる関係」にないこと。		
(12) 「にしん」の輸入代金の決済方法 〔①、②、③、④のいずれかに ○をつけること〕	① L / C (開設銀行： 開設依頼人：) ② T / T ③ B / C ④ その他			
(13) 国 内 販 売 予 定 先	社 名	種 別	数 量	

(以下は記入しないこと)

法人登記	可・否	役員構成	可・否〔親会社〕	ホルダー 非ホルダー
独立の事務所	可・否	株主構成	可・否〔親会社〕	ホルダー 非ホルダー
専従の役職員	可・否			
独立の会計処理	可・否	判定	可・否	1 会社としての実体なし 2 他のホルダーの支配あり

- (注) 1 (5)、(6)及び(7)の欄における「専従」とは、他社の役員又は職員を兼務しておらず、当該企業の職務のみに従事することをいう(ただし、兼務先において、非常勤かつ無給の場合は専従とみなす。))。
- 2 (13)の欄における種別には、加工業者、卸売業者、仲卸業者、小売業者、飲食店、その他の別を記載すること。
- 3 用紙は、A列4番縦長とすること。
- 4 (6)及び(13)の欄については書ききれない場合は別紙にしてもよい。

〔添付書類(各1部)〕

① 法人の場合

(株式上場会社)

- ・直近1か年の有価証券報告書(なお、ホームページに掲載されている場合には、そのアドレスを記した書類により代用することができる。)

(その他の法人)

- ・法人の履歴事項全部証明書の写し(申請日より3か月前までに発行されたものに限る。)
- ・事務所建物の不動産登記簿謄本の写し又は賃貸借契約書の写し
- ・法人税に係る直近の確定申告で税務署に提出し、受領された確定申告書のうち別表一の写し(電子申告の場合は税務署の電子申告済表記があること、又は送信データ受付完了画面などの写しを添付のこと。)
- ・直近1か年の決算報告書

※ 商社割当てA1(実績割当て)を申請する場合であって、申請受付日から9か月以内に合併する等の理由により、他の商社割当てA1(実績割当て)の申請者と一時的に支配関係(「発行済株式総数若しくは出資総額の2分の1超を直接若しくは間接に保有又は出資する関係」、「役員総数の2分の1超を他の申請者の役員又は職員が兼ねる関係」、「同一の法人又は個人に直接若しくは間接に支配される関係」及び「これら関係と同視し得る関係があると認められる関係」をいう。)となるときは、当該申請者と支配関係にあることを証する書類及び当該期間内に合併等を行う旨を証する書類を提出すること。

② 法人以外の場合

- ・申請者本人の住民票の写し(申請日より3か月前までに発行されたものに限る。)
- ・事務所建物若しくは自宅の不動産登記簿謄本の写し又は賃貸借契約書の写し
- ・所得税確定申告書等の写し又は所得証明書の写し

ただし、今回提出する添付書類について、当該申請から1年以内の他の輸入割当申請時に、既に提出しているものと同一の場合には、当該書類については、他の輸入割当申請時に提出した旨(「輸入割当品目」、「割当方式」及び「割当申請日」を必ず記載のこと。)を記載した理由書により代用することができる。

誓 約 書

経済産業大臣 殿

氏名又は
名称及び
代表者の
氏 名

令和3年9月9日付け輸入発表第10号に基づき行う本先着順割当ての申請に係る . キロの「にしん」については、提出した輸入契約書の履行として、既に漁獲を終え、輸入契約の最終条件について輸出者と合意済みのものであり、上記輸入発表等関係法令の規定に従い、全量を確実に日本に輸入するものであることを誓います。

なお、正当な理由なくして上記誓約に違反した場合には、次回以降の「にしん」の先着順割当てについて、いかなる取扱いを受けても異存ございません。

「にしん」輸入割当消化状況報告書

住 所
会 社 名

（令和 年 月 日現在）

単位：k g

割当方式		商社割当てA2
区 分		
① 輸入割当年月日		
② 輸入割当証明書番号		
③ 輸入割当数量		
④ 輸入承認数量		
⑤ ④÷③=%		
輸 入 通 関 実 績	令和 3 年 1 0 月分	
	1 1 月分	
	1 2 月分	
	令和 4 年 1 月分	
	2 月分	
	3 月分	
	4 月分	
	5 月分	
	6 月分	
	7 月分	
⑥ 合計（令和 3 年 1 0 月～ 令和 年 月）		
⑦ 輸入消化率 （⑥÷③=%）		

（注）用紙は、A列4番横長とすること。

〔別紙様式 5〕

「にしん」の輸入通関実績報告書

割当証明書番号	H E - (A E) - 2 1 -
割 当 方 式 (該当を○囲み)	商社 A 1 ・ 商社 A 2 ・ 先着順
割 当 日	年 月 日
割当数量 (KG) (A)	

提 出 年 月 日	_____
住 所	_____
会 社 名	_____
担 当 者 名	_____
電 話	_____
F A X	_____

年	通関実績												年計	累計	残量	消化率 (%)
	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	1 0 月	1 1 月	1 2 月	(1～12月)	(B)	(A)－(B)	(B) / (A)
														(前年からの累計)		
														(前々年からの累計)		

有効・失効の別 (該当を○囲み)	有効 ・ 失効
---------------------	---------

※先着順割当てにあつては、次の2種類の書類を添付してください。

輸入承認証 (I/L) の写しの添付 (無の場合は理由を記入のこと)	有 ・ 無 ()
対外決済を証する書類の添付 (無の場合は理由を記入のこと)	有 ・ 無 ()

※失効とは次のいずれかの場合

- ①割当数量全量を消化した (消化率 1 0 0 %) 場合
- ②I/Lの有効期限が到来した場合

※各月の輸入の有無にかかわらず、輸入割当てを受けた日の属する月の翌月から毎月10日までに郵送にて提出してください。

※失効の場合、翌月以降の提出は不要です。

提出先 : 〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1 経済産業省貿易経済協力局 貿易管理部農水産室 水産班宛て

(注) 用紙は、A列4番横長とすること。

〔別紙様式 6〕

令和 年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は
名称及び
代表者の
氏 名

下記の者は当社の社員であることを証明し、令和3年9月9日付け輸入発表第10号に基づく、「にしん」の輸入割当てを申請します。

なお、下記の者が当社の社員以外の者と判明した場合には、いかなる措置を講じられても異存ありません。

記

役職名

氏 名

※上記社員の証明について照会する場合がありますので、同証明が可能な当該社員とは異なる責任者（上司等）の役職名・氏名・連絡先（法人の電話番号）を以下に記載してください。

役職名

氏 名

連絡先

（注）用紙は、A列4番縦長とすること。

対外決済を伴う取引であることの誓約書

経済産業大臣 殿

氏名又は
名称及び
代表者の
氏 名

令和3年9月9日付け輸入発表第10号に基づく「にしん」の輸入割当てが、原則として対外決済を伴う取引を対象としていることを認識しており、 ① の申請者の資格である過去の「 ② 」の商社割当てに基づく自己の名と計算において輸入通関した実績は、対外決済を伴う取引であることを誓約します。

また、当該「 ② 」全量に係る代金の対外決済の事実を証する書類を保管し、依頼に応じて速やかに提出することを誓います。

なお、正当な理由なくして上記誓約に違反した場合には、次回以降の「にしん」の商社割当てについて、いかなる取扱いを受けても異存はありません。

（注1）用紙は、A列4番縦長とすること。

（注2）下線部分①については、次のうち該当するものを記載すること。

- ・ 商社割当てA1
- ・ 商社割当てA2

（注3）下線部分②については、次のうち該当するものを記載すること。

- ・ 大西洋種にしん
- ・ 太平洋種にしん
- ・ にしん

令和3年度「にしん」需要者割当て発注限度内示書発給要領

令和3年度「にしん」の輸入割当てについての輸入発表（令和3年9月9日付け輸入発表第10号。以下「輸入発表」という。）の3（3）②に基づく発注限度内示書（以下「内示書」という。）の発給は、下記により行う。

記

1 内示書の発給

（1）輸入割当て限度数量

輸入割当て限度数量は、29,000メトリック・トンとする。

（2）内示書の発給を受ける資格

本要領により水産庁長官から内示書の発給を受ける資格を有する者は、次の団体とする。

全国水産加工業協同組合連合会
北海道漁業協同組合連合会
北海道水産物加工協同組合連合会
全国珍味商工業協同組合連合会
全国漁業協同組合連合会

（3）内示書の発給申請期間

（2）の団体であって、本要領に基づく内示書の発給を受けようとする者は、令和3年9月24日までに書面（発注限度内示書発給申請書）によりその旨を水産庁長官に通知すること。

（4）内示書発給後の提出書類

本要領により水産庁長官から内示書の発給を受けた者（以下単に「内示書の発給を受けた者」という。）は、遅滞なく、配分先計画書（別紙様式1）及び発注先計画書（別紙様式2）を水産庁長官に提出しなければならない。提出後に変更が生じた場合についても、遅滞なく、変更後の別紙様式1及び別紙様式2を提出すること。

（5）内示書の発給を受けた者が内示書を返納しようとするとき、又は内示書の内容に意見があるときは、速やかに書面によりその旨を水産庁長官に通知すること。

2 発注方法等

内示書の発給を受けた者は、次の方法で発注を行わなければならない。

- （1）加工業者等の要望等に基づきつつ、加工原料として使用するための発注であることを明確にした上で輸入商社等に対して発注を行うこと。
- （2）発注を行うに当たっては、発注を受ける者が自ら輸入通関することが確実であると認められる者であることを、有価証券報告書又は法人の登記簿謄本等により確認すること。また、過去に同一の品目に係る輸入発表に基づき需要者割当てを受けた者に発注する場合、当該需要者割当てに係る輸入通関実績があることを確認すること。
- （3）発注を受ける者が、前々年度に「太平洋種にしん」又は「にしん（太平洋種にしんを除く。）」に係る輸入発表に基づき需要者割当てを受けた者であって、かつ、当該需要者割当てを受けた日から令和3年6月末日までの輸入通関実績（消化実績）が当該需要者割当ての80%未満であるときは、

そのことに自然災害（不漁を除く。）などの申請者の責によらない合理的な理由がないと認められる場合、今年度の発注数量は当該輸入通関実績（消化実績）を上限としなければならない。

3 実績報告

- (1) 内示書の発給を受けた者は、毎年1月、4月、7月及び10月の各月15日までに、提出月の前3ヶ月分の輸入通関実績に関する次の報告書類を持参又は郵送で水産庁に提出すること。
- ① 輸入通関実績報告書（別紙様式3）
 - ② 累計輸入通関実績報告書（別紙様式4）
 - ③ 輸入通関実績がある場合にあっては、当該輸入通関実績に係る輸入承認証の写し
 - ④ 輸入通関実績があり、かつ、電子申請を行っている場合にあっては、輸入承認証付属の月別裏書実績の写し
- (2) 内示書の発給を受けた者は、毎年4月15日までに、前年1年間（1月から12月まで）の発注先別販売実績について、販売実績報告書（別紙様式5）により水産庁に報告すること。

4 提出先

水産庁長官又は水産庁に提出しなければならない書類の提出先は、次のとおりとする。

水産庁漁政部加工流通課 水産物貿易対策室 輸入割当て担当

住所 〒100-8907 東京都千代田区霞が関1-2-1

電話番号 03-3502-4190

FAX番号 03-3508-1357

5 その他の事項

- (1) 内示書の発給を受けた者は、当該内示書に係る輸入品の取扱いについて水産庁長官の指示に従わなければならない。
- (2) 本要領に基づいて提出された報告書の内容については、本要領に係る輸入発表に基づいて公表するため、水産庁から経済産業省貿易経済協力局貿易管理部農水産室に提供する。

別紙様式1

令和 年 月 日

水産庁長官 殿

団体名

令和3年度「にしん」需要者割当て
配分先計画書

[illegible]

配分先は加工業者単位で記入する。数量未定の場合は概数で記入する。

令和 年 月 日

水産庁長官 殿

団体名

令和3年度「にしん」需要者割当て
発注先計画書

[illegible]

輸入通関実績報告書

割当年度 年度

29

累計輸入通関実績報告書

報告年月日

担当者名

電話番号

FAX番号

メールアドレス

[illegible]

30

販売実績報告書

報告年月日

担当者名

電話番号

FAX番号

メールアドレス

年度

[illegible]

販売実績は加工業者単位で記入する。

令和3年度「にしん」海外水産開発割当て認定書発給要領

令和3年度「にしん」の輸入割当てについての輸入発表（令和3年9月9日付け輸入発表第10号。以下「輸入発表」という。）の3（4）②に基づき海外水産開発割当てを申請する資格を有する者として認める書類（以下「認定書」という。）の発給は、下記により行う。

記

1 認定書の発給数量及び申請方法

（1）原産地及び輸入割当限度数量

本要領に基づき輸入しようとする「にしん」の原産地は効果的で持続可能な保存管理措置に則り資源開発が行われている次の国とし、その輸入割当限度数量は 33,000 メトリック・トンとする。なお、この輸入発表に係る輸入割当証明書により輸入できるにしんは、太平洋種にしん（*Clupea pallasii*）に限る。
アメリカ合衆国

（2）認定書の発給を受ける資格

本要領により水産庁長官から認定書の発給を受ける資格を有する者は、（1）の原産地の政府機関が認める漁業管理団体又は水産物輸出団体によってその輸出取引先であると認められている者とする。

（3）申請書類

認定書の発給を申請する者は、（4）の期間内に次の申請書類を水産庁に提出すること。

- ① 海外水産開発割当て認定書発給申請書（別紙様式1）（1通）
- ② 本要領に基づき初めて申請する者にあつては、自身に該当する次のいずれかの書類
 - ア 法人の場合：法人の登記簿謄本の写し
 - イ ア以外の場合：申請者本人の住民票の写し
- ③ 2（1）の者のうち、本要領に基づき初めて申請する者にあつては、過年度の輸入割当てによる輸入通関実績等の報告（別紙様式2）
- ④ 代理者が申請手続を行う場合は、委任状。なお、一人の代理者が複数の申請を取りまとめて申請することを認める。
- ⑤ その他審査に必要と認められる書類

（4）認定書の発給申請期間

本要領に基づく認定書の発給を受けようとする者は、令和3年10月18日から令和4年10月17日まで（ただし、行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に掲げる日をいう。）を除く。）の午前10時から午後5時までに申請書類を持参又は郵送で水産庁に提出すること。

2 申請限度数量及びその認定

認定は、1（1）の輸入割当限度数量に達するまで申請順に行い、認定したときは申請した者に対して認定書を発給する。申請1回当たりの申請限度数量は、次のとおりとする。

- （1）平成16年度以降の「太平洋種にしん」に係る輸入発表に基づく需要者割当て、漁業者割当て又は海外水産開発割当てによる輸入通関実績を有する者であって、500メトリック・トンを超える数量を申請する者
- ① 申請1回目は、輸入通関数量の合計が最も多い割当年度の輸入通関数量に1.2を乗じた数量を限度とする。
 - ② 申請2回目以降は、①により計算される申請限度数量から本要領に基づく申請で既に認定された数量（2回以上の認定を受けている場合はその累計の認定数量）を差し引いた数量（以下「残余申請限度数量」という。）を限度とする。
 - ③ 申請2回目以降に、残余申請限度数量が500メトリック・トン以下で、当該数量を超える数量の申請を希望する場合は、本要領に基づく申請で既に認定された数量の80%以上を既に通関している者に限り、500メトリック・トンを限度とする。

（2）（1）以外の者

- ① 申請1回目は、500メトリック・トンを限度とする。
- ② 申請2回目以降は、①の数量から本要領に基づく申請で既に認定された数量（2回以上の認定を受けている場合はその累計の認定数量）を差し引いた数量を限度とする。ただし、本要領に基づく申請で既に認定された数量の80%以上を既に通関している者に限り、500メトリック・トンを限度とする。

3 実績報告等

- （1）認定書の発給を受けた者は、毎年1月、4月、7月及び10月の各月15日までに、提出月の前3ヶ月分の輸入通関実績に関する次の報告書類を持参又は郵送で水産庁に提出すること。

- ① 輸入通関実績報告書（別紙様式3）
- ② 累計輸入通関実績報告書（別紙様式4）
- ③ 輸入通関実績がある場合にあっては、当該輸入通関実績に係る輸入承認証の写し
- ④ 輸入通関実績があり、かつ、電子申請を行っている場合にあっては、輸入承認証付属の月別裏書実績の写し
- ⑤ 輸入通関実績があり、かつ、当該輸入通関実績に係る品目が第三国の保税地域内で加工された後、我が国に搬入された場合にあっては、加工に関して交わされた委託加工契約書の写し
- ⑥ 船積地域に1（1）の原産地以外の地域を含む場合にあっては、輸入許可通知書の写し

- （2）認定書発給後に、認定書発給申請書において記載した船積地域の記載を変更する場合、当該認定書の原本、認定書内容変更申請書（様式は任意。申請者名により変更内容及び変更理由を記載すること。）及び必要に応じ変更理由を証する書類を水産庁に提出すること。

4 提出先

水産庁長官又は水産庁に提出しなければならない書類の提出先は、次のとおりとする。

水産庁漁政部加工流通課 水産物貿易対策室 輸入割当て担当

住所 〒100-8907 東京都千代田区霞が関1-2-1

電話番号 03-3502-4190

FAX番号 03-3508-1357

5 その他の事項

- (1) 認定書の発給を受けた者は、当該認定書に係る輸入品の取扱いについて水産庁長官の指示に従わなければならない。
- (2) 申請者の社員等又は申請者の代理者以外の者による申請、同一の申請者名による重複申請、申請書類の偽造その他申請手続きの不正が判明した場合は失格とし、本要領に基づく認定書の発給は行わない。
- (3) 発給された認定書に基づく輸入割当てによる輸入通関実績が無い場合、来年度以降は認定書を発給しないことがある。
- (4) 本要領に基づいて提出された報告書の内容については、本要領に係る輸入発表に基づいて公表するため、水産庁から経済産業省貿易経済協力局貿易管理部農水産室に提供する。

別紙様式 1

水産庁長官 殿

申請年月日
申請者名
住 所
電 話 番 号

令和3年度「にしん」海外水産開発割当て認定書発給申請書

令和3年度「にしん」海外水産開発割当て認定書発給要領（令和3年9月9日付け3水漁第695号）に基づき、認定書を発給されたく、下記のとおり申請します。

記

1 今回の申請数量（いずれか該当する方の口をチェックし、各MTを記入する。）

☐ 申請1回目

かつ、☐ 要領の2（1）①に該当：_____MT（申請限度数量：_____MT）

☐ 要領の2（2）①に該当：_____MT（申請限度数量：500MT）

☐ 申請2回目以降

かつ、☐ 要領の2（1）②又は（2）②に該当：_____MT
（申請限度数量：申請1回目の申請限度数量－本要領に基づく申請で既に認定された数量（※））

☐ 要領の2（1）③又は（2）②のただし書に該当：_____MT
（申請限度数量：500MT）

※本要領に基づく申請で既に認定された数量について次の表に記入する。

（要領の2（1）③又は（2）②のただし書に該当する者にあつては「*」欄も記入する。）

認定番号	認定書発給日	認定数量（MT）	* 輸入通関数量 （MT）	* 消化率（%）
番	年 月 日			
番	年 月 日			
番	年 月 日			
合計				

2 原産地

3 船積地域（該当する口を全てチェックする。）

☐ 2の原産地

☐ 2の原産地以外の地域

（地域名のほか、当該地の保税地域内で加工予定（可能性含む。）があれば、その旨以下記入する。）

別紙様式 2

水産庁長官 殿

申請年月日
申請者名
住 所
電 話 番 号

過年度の輸入割当てによる輸入通関実績等の報告

令和3年度「にしん」海外水産開発割当て認定書発給要領（令和3年9月9日付け3水漁第695号）に基づく認定書発給申請に当たり、要領の2（1）①を申請するため、数量決定の根拠となる、平成16年度以降の「太平洋種にしん」に係る輸入発表に基づく需要者割当て、漁業者割当て又は海外水産開発割当てによる輸入通関実績の合計及びこれより計算される申請限度数量を下記のとおり報告します。

記

1 過年度の輸入割当てによる輸入通関実績

（1）割当年度
年度

（2）輸入通関数量

割当方式	輸入割当証明書番号	輸入通関数量（MT）
割当て		
割当て		
割当て		
割当て		
割当て		
割当て		
割当て		
割当て		
合計		

2 申請限度数量

（「1 過年度の輸入割当てによる輸入通関実績」の合計に1. 2を乗じた数量を記入する。）

_____ MT × 1. 2 = _____ MT

輸入通関実績報告書

報告年月日

担当者名

電話番号

FAX番号

メールアドレス

[illegible]

累計輸入通関実績報告書

メールアドレス

※ 報告対象年度は、当年度を含む直近3年度とする。